

秋田市立千秋美術館条例および秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第4号

秋田市立千秋美術館条例および秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(秋田市立千秋美術館条例の一部改正)

第1条 秋田市立千秋美術館条例(平成元年秋田市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

(秋田市旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 秋田市旅館業法施行条例(平成15年秋田市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「第29条」を「第31条第2項」に、「博物館に相当する施設」を「指定施設」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。